

第十章 組物意匠

1. 組物意匠の定義	2
2. 明細書及び図面	4
2.1 明細書	4
2.1.1 意匠の名称	4
2.1.2 物品の用途	5
2.1.3 意匠の説明	5
2.2 図面	5
2.3 専利出願に係る意匠の解釈	7
3. 専利要件	8
3.1 新規性	8
3.1.1 物品の同一又は類似の判断	8
3.1.2 外観の同一又は類似の判断	9
3.1.3 事例	10
3.2 創作性	11
3.2.1 創作性の判断基準	11
3.2.2 事例	12
3.3 先願主義	13
3.3.1 先願主義の判断基準	13

第十章 組物意匠

意匠の出願は、原則的には物品毎の外観について出願を提出しなければならない。これがいわゆる「一意匠一出願」である。しかしながら、意匠の実務上、産業界が製品開発を行う場合、通常、習慣上同時に販売又は同時に使用する複数の物品について全体的な創作を行うことで、当該複数の物品が組み合わせられた後に全体的に特異な視覚効果が生じる意匠を達成する。従って、専利法では、2つ以上の物品は、組物物品の意匠（本章では、以下「組物意匠」という）を保護するために、同一類別に属し、習慣上、組物で販売又は使用する場合、一意匠をもって出願を提出することができる。権利行使上も、組物意匠を1つの全体的意匠としてのみ権利を行使することができ、その単一又は複数の物品を別々にして単独権利行使を行ってはならない。

組物意匠の専利出願案件を審査する場合、本編のその他の章節における一般的规定に基づくもの以外に、別途判断や処理を行う必要がある事項について、本章において説明する。

1. 組物意匠の定義

組物意匠とは、2つ以上の物品が同一類別に属し、習慣上組物で販売又は使用される場合、一意匠をもって出願を提出することができるものをいう。

同一類別とは、国際工業意匠分類表の同一クラス（classes）の物品を指す。即ち組物意匠のすべての構成物品は、当該分類表同一クラスにおける物品でなければならない。例えば「一組の食卓椅子」をもって組物意匠を出願した場合、当該物品を構成するテーブル及び椅子がいずれも国際工業意匠分類表の第06類—家具に列挙された物品であるため、組物意匠の同一類別に属する。

習慣上、組物の物品で販売されるとは、当該2つ以上の物品が、市場消費習慣上、組物の物品で同時に販売されることをいう。例えば、寝具セット（ベッドカバー、ベッドシーツ及び枕カバー等を含む）、ティーセット（ティーカップ、ティーポット、受皿及びフィルタ付ポット等を含む）、ソファセット（ソファ椅子、ソファベッド及び腰掛け等を含む）、食器セット（ナイフ、フォーク及びスプーン等を含む）、手工具セット（ドリル、スパナ及びねじドライバー等を

含む)、ペア時計セット(男、女ペア時計を含む)、ティーテーブルセット(大中小ティーテーブルを含む)等。

習慣上、組物の物品で使用されるとは、当該2つ以上の物品が、使用習慣上、組物の物品で合併して使用されることをいう。通常、そのうちの1つの物品を使用する場合、使用について連想され、他の物品又は他の複数の物品の存在を想到することができる。例えば、コーヒーセット(コーヒーカップ、コーヒーポット、シュガーポット及びミルクピッチャー等を含む)、学習机椅子セット(学習机及び椅子等を含む)、文具セット(鉛筆、消しゴム、定規及びペンケース等を含む)、ブラシセット(大小化粧ブラシ、化粧パフ及び手鏡等を含む)、アクセサリセット(指輪、ネックレス及びイヤリング等を含む)、運動服セット(ジャケット、ズボン、帽子等を含む)、ステレオコンポセット(プレーヤ、スピーカ及びアンプ等を含む)等。

習慣上組物の物品で販売又は使用されるか否かを判断する場合、審査官は、市場消費形態及びユーザの実際の使用状況をシミュレートすることにより当該組物意匠がいわゆる習慣上組物の物品で販売又は使用されることを満たすか否かを判断すべきである。販売促進の目的のために任意に組み合わせられた物品であり市場消費習慣上の組物の物品で販売されるものではない場合、例えば鉛筆が特典としてカバンとともに販売された場合、又は、使用状況上それが合併して使用されることを連想しがたい場合、例えばゴルフクラブ及びバスケットボールである場合は、専利法における習慣上組物の物品で販売又は使用されることを満たさないと判断すべきである。

専利法の組物意匠の定義を満たす場合は、「同一類別」に属し、且つ「習慣上組物の物品で販売されること」又は「習慣上組物の物品で使用されること」のいずれか1つの規定を満たさなければならない。上述要件を満たさない場合は、組物意匠の定義を満たさないことを理由に出願人に対して期限までに明細書及び図面を補正し又は分割出願するよう通知すべきである。また、組物意匠を出願する場合は、上述の規定を満たすほか、専利法の意匠に関する定義をも満たす必要がある(詳細は、本編第二章「意匠とは何か」を参照)。

2. 明細書及び図面

2.1 明細書

意匠の出願に係る明細書について、その内容には、意匠の名称、物品の用途及び意匠の説明を含まなければならない。そのうち、物品の用途又は意匠の説明が意匠の名称又は図面に明確に表示されている場合は、記載しなくてもよい。

2.1.1 意匠の名称

組物意匠をもって専利を出願する場合は、意匠の名称が簡単明瞭で、組物意匠の保護する標的を具体的に含むように、上位の名称で指定するとともに、「一組」、「一セット」、「組」又は「セット」等の用語で記載しなければならない。例えば、「一組のソファ」、「一セットの食器」又は「コーヒーセット」と記載する。意匠の名称に組物意匠が保護する標的が明確に含まれておらず、又は「一組」、「一セット」、「組」又は「セット」等の用語が記されていない場合は、明細書及び図面の「実施可能要件」を満たさないことを理由に出願人に対して期限までに補正するよう通知すべきである。

組物意匠が当該組物の物品の部分パーツ若しくは部分特徴を主張し、又は当該組物意匠の部分を除くようとする場合は、意匠の名称も部分意匠の記載規定を満たさなければならない。例えば、「一組の食器の柄」又は「コップ用コースターセットの部分」と記載する。当該組物意匠に画像意匠が同時に含まれている場合、例えば、意匠を主張する内容にオーディオステレオコンポセット及びそのオーディオスクリーン上のアイコンが同時に含まれている場合、意匠の名称は「アイコンを有するオーディオステレオコンポセット」と記載すべきである。

また、審査官は、意匠の名称の指定する物品に基づき、図面内容及び物品の用途の記載を対照させて、「国際工業意匠分類表」に明記されたものに基づくべきであり、特定の組物の類別が明記されていない場合は、すべての構成物品の類別番号を指定しなければならない。例えば、意匠の名称が「ナイフセット」である場合は、類別番号を 07-03 C0187 (ナイフセット) に指定し、又は意匠の名称が「一組のオフィスデスク椅子」である場合は、国際工業意匠分類表に当該組物の類別が明記されていないため、類別番号を同時に 06-03 O0013 (オフィスデスク) 及び 06-01 O0009 (オフィス椅子) に指定しなければならない。

2.1.2 物品の用途

組物意匠を出願する場合、その物品の用途は、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が物品の用途の記載により当該組物意匠が適用される組物の物品をより明確に理解することができるように、組物の物品の用途、使用方法又は機能について説明すべきであり、必要に応じて各構成物品の用途についても説明することができる。

2.1.3 意匠の説明

組物意匠は組物の物品についてなされた全体的な創作であるため、当該意匠の説明は、当該組物の物品からなる全体視覚外観の意匠特徴、例えば組物の物品が並列されてなる全体的に連なる視覚効果、又はすべての物品の間に備わる共通意匠特徴等、について説明しなければならない。

また、補助説明図面に開示された各構成物品の名称である場合も、意匠の説明欄に簡単に説明すべきであり、例えば「図面に開示された組物の物品にプレーヤ、アンプ及び左右スピーカが含まれる」又は「図面の正面図において、(1)と表示したのはプレーヤであり、(2)と表示したのはスピーカであり、(3)と表示したのはアンプである。」(図 10-1 を参照)。

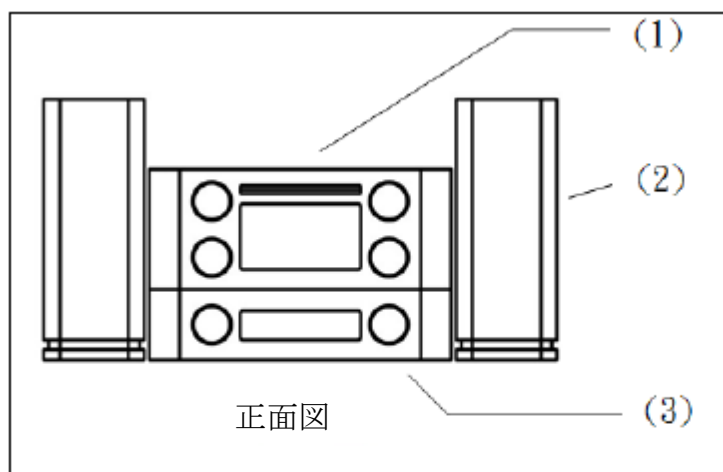


図 10-1

2.2 図面

組物意匠が2つ以上の物品を含むため、当該組物意匠の外観を十分に開示するため、一般的に、図面には各構成物品のすべての図をそれぞれ開示すべきであり(例えば、各構成物品の立体図及び六面図をそれぞれ開示する)、組物の物品

を含みかつ当該組物意匠を代表し得る図を少なくとも1枚開示すべきであり、それによって専利出願に係る意匠の全体外観（図10-2に示す）を具体的に表現する。しかしながら、意匠の特徴の関係から、合併開示方法により各図において当該組物の物品を開示する場合は、それがすべての構成物品の外観を十分に開示することができれば、この方法に基づいて行うことができる（図10-3に示す）。

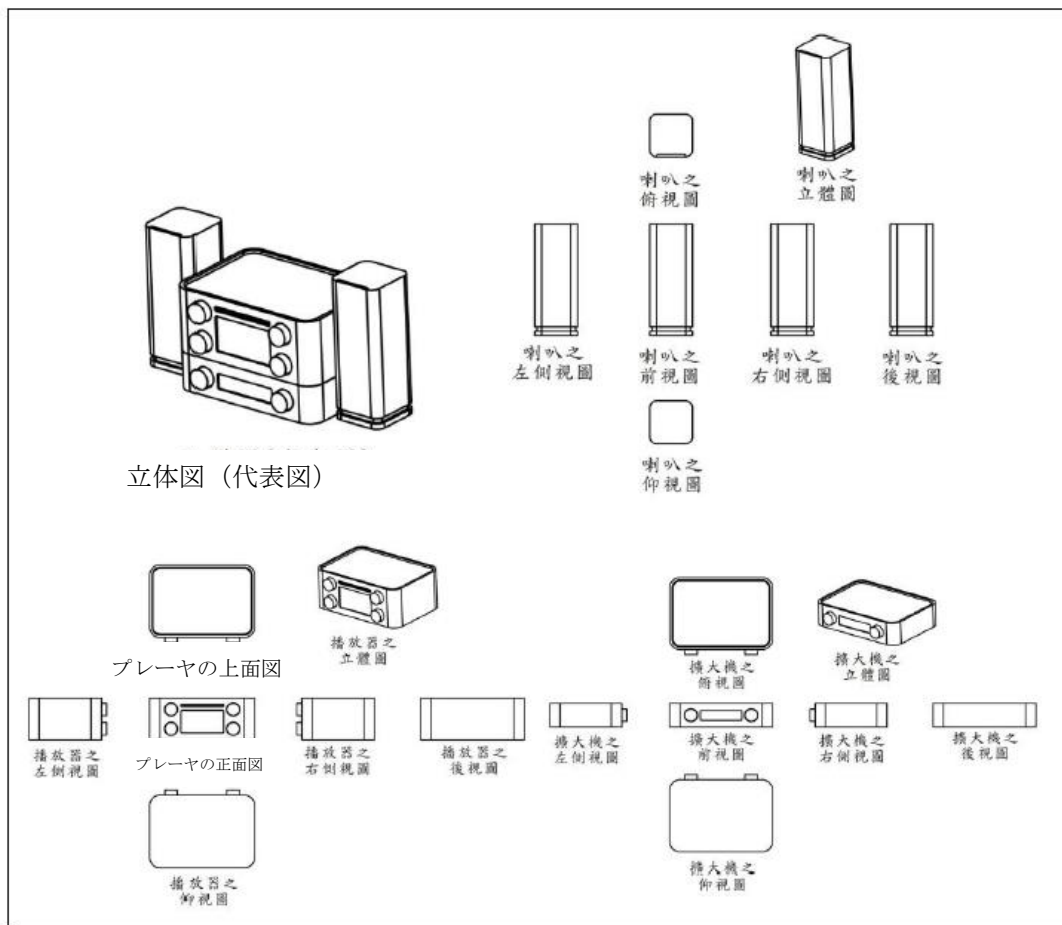


図10-2 一組のステレオコンポ

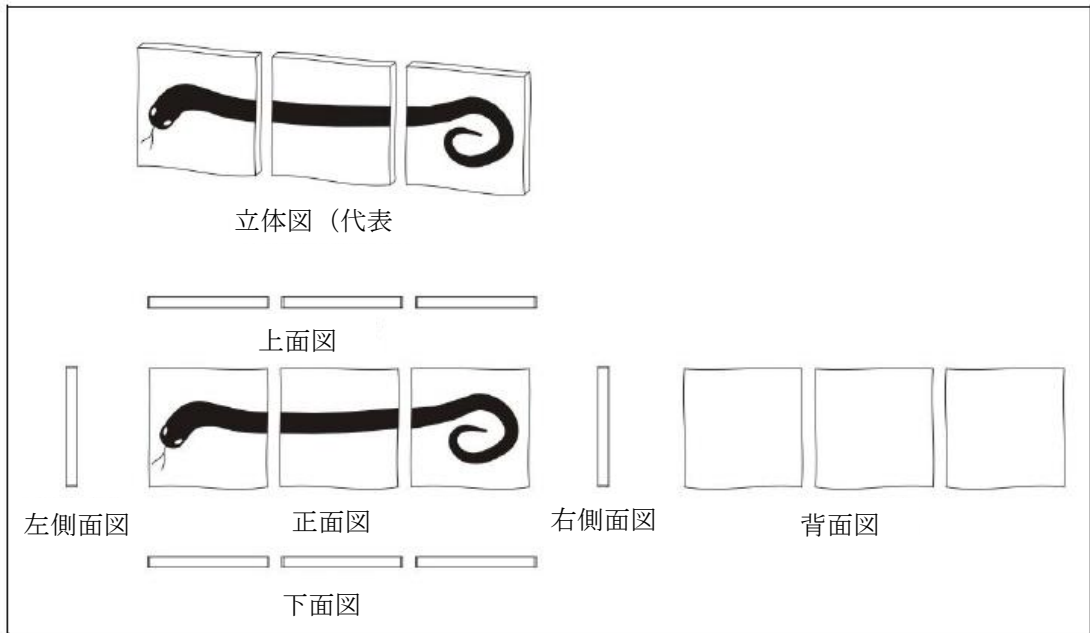


図 10-3 コップ用コースターセット

2.3 専利出願に係る意匠の解釈

意匠権範囲は、図面に準じるとともに明細書を斟酌することができる。従って、意匠の図面は、専利出願に係る意匠を限定する主要な基礎であり、組物意匠の専利出願に係る意匠を認定する場合は、主に図面に開示されたすべての構成物品からなる全体外観に準じるため、明細書に記載された物品及び外観に関する説明も斟酌することができる。

組物意匠は、組物の物品が同時に販売される又は合併して使用されることに対する市場の要求を満たすために当該組物の物品について行なわれた全体的な視覚的創作である。従って、専利出願に係る意匠の解釈上、出願する組物の物品を全体の意匠としてのみ見なすことができるが、そのうちの1つ又は複数の物品について別々に単独でその専利出願に係る意匠について解釈してはならない。図面及び明細書における各項の内容について以下のように詳しく説明する。

- (1) 図面に開示された内容：組物意匠の専利出願に係る意匠の認定は、主に図面に開示されたすべての構成物品からなる全体外観をもって行われる。従って、専利出願に係る意匠の外観及び物品を限定する場合は、図面における各図に開示された全部の内容に基づき判断しなければ

ばならない。

- (2) 明細書の意匠の名称：意匠の名称は、意匠が適用される物品の記載に用いられるため、意匠の名称も、意匠が応用される物品を認定する依据である。
- (3) 明細書の物品の用途：物品の用途が記載されている場合は、意匠が応用される物品を認定するときにも斟酌することができる。
- (4) 明細書の意匠の説明：意匠の説明が記載されている場合は、意匠が表現する外観を認定するときにも斟酌することができる。

簡単に言えば、専利出願に係る意匠を解釈する場合、組物意匠の外観の特定は、図面に開示された組物からなる全体外観を基礎とし、意匠の説明が記載されている場合は、これも斟酌することができる。組物意匠が応用される物品の特定は、図面に開示された内容に基づき意匠の名称に記載された組物の物品を対比させて行い、物品の用途が記載されている場合は、これも斟酌することができる。上述のようにして、専利出願に係る意匠の全体範囲が構成される。ここで注意すべき点は、図面に参考図と表示される場合、専利出願に係る意匠の範囲としてはならないが、応用する物品又は使用環境の説明に用いることができることである。

3. 専利要件

3.1 新規性

組物意匠の新規性を審査する場合、審査官は、普通の消費者が商品を選別購入する観点をシミュレートし、明細書及び図面に開示された専利出願に係る意匠を対象とし、即ち組物意匠のすべての構成物品からなる全体外観について、単一の引用文献中の先行意匠における対応する部分と対比を行うべきであり、複数の引用文献における全部又は一部の意匠内容の組み合わせと対比を行ってはならない。当該組物意匠に開示された全体外観が単一の引用文献中の先行意匠における対応する部分と同一又は類似であり、且つ当該組物意匠が応用される物品と同一又は類似である場合は、同一又は類似の意匠であり、新規性を具えないと認定すべきである。

3.1.1 物品の同一又は類似の判断

組物意匠が応用される物品を認定する場合は、図面に開示された全体内容に

基づき、意匠の名称に記載された組物の物品を判断の基礎とし、それに基づいて専利出願に係る意匠が先行意匠と同一又は類似の物品であるか否かを判断すべきである。組物意匠に係る物品の同一又は類似を判断する場合は、各構成物品の用途、機能の差異にこだわることなく、組物の物品が構成する全体用途、機能を判断の対象とすべきである。

例えば、「一組のステレオコンポ」(プレーヤ、アンプ及び左右スピーカを含む)をもって組物意匠を出願する場合は、「一組のステレオコンポ」の各構成物品についてそれぞれ対比を行うものではなく、当該「一組のステレオコンポ」の全体用途、機能について先行意匠と対比を行うべきである。当該「一組のステレオコンポ」と先行意匠に開示されたステレオコンポ設備(プレーヤ、低音スピーカ及び左右中音スピーカを含む)とが同一又は類似の全体用途、機能を有する場合は、たとえ両者の構成物品が少し異なっていたとしても、依然として同一又は類似の物品であると判断すべきである。

3.1.2 外観の同一又は類似の判断

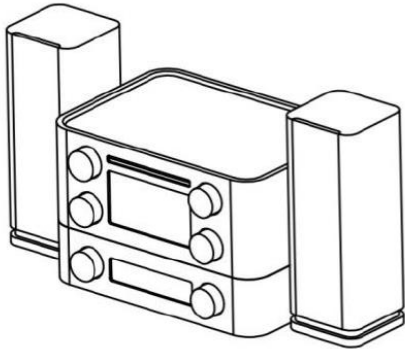
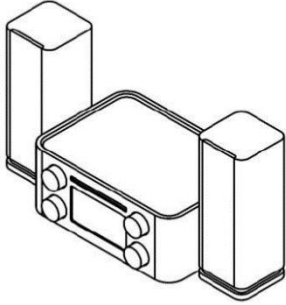
組物意匠の外観が先行意匠と同一又は類似であるか否かを判断する場合は、図面に開示された全体外観を対比の対象とし、それと単一の引用文献中の先行意匠における対応する部分について対比を行うべきである。

一般的に言えば、新規性の審査において引用された単一の引用文献中の先行意匠に組物意匠のすべての構成物品が含まれている場合、組物意匠は先行意匠における対応する部分と同一の物品であり、同一の外観であるため、同一の意匠であると判断すべきである。逆に、引例された単一の引用文献中の先行意匠に組物意匠の一部の構成物品しか含まれていない場合は、当該他の一部の構成物品の外観が開示されているわけではないため、原則的には外観が類似ではないと認定すべきである。

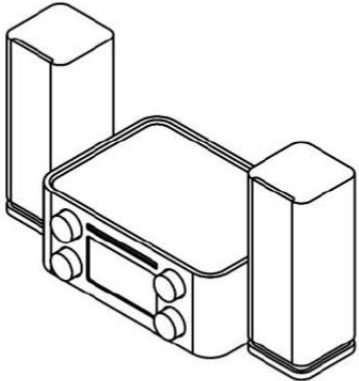
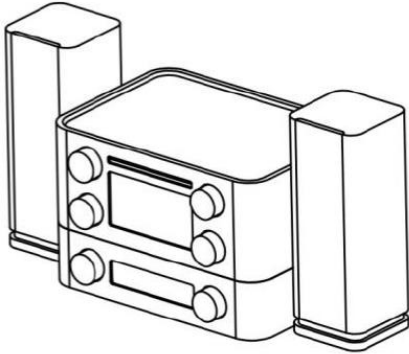
しかしながら、単一の引用文献中の先行意匠に組物意匠のすべての構成物品が完全に含まれてはいないが、当該組物意匠が一部の構成物品が追加された後に、依然として普通の消費者に混同の視覚的印象を生じさせる場合は、外観が類似であると認定すべきである。

3.1.3 事例

例 1：単一の先行意匠に組物意匠のすべての構成物品が含まれている

先行意匠 「一組のステレオコンポ」	意匠出願案件 「一組のステレオコンポ」
	
<p>[説明]</p> <p>「一組のステレオコンポ」の組物意匠をもって専利を出願する場合、当該組物意匠が、プレーヤ及び左右スピーカを含み、先行意匠に開示された内容が、プレーヤ、アンプ及び左右スピーカを含むときは、組物意匠に開示された内容が単一の先行意匠における対応する内容に開示されているため、その両者が同一の意匠に属し、当該意匠は新規性を具えない。</p>	

例 2：単一の先行意匠に一部の構成物品のみが含まれている

先行意匠 「一組のステレオコンポ」	意匠出願案件 「一組のステレオコンポ」
	

[説明]

「一組のステレオコンポ」の組物意匠をもって専利を出願する場合、当該組物意匠が、プレーヤ、アンプ及び左右スピーカを含み、先行意匠に開示された内容には、アンプが開示されておらず、プレーヤ及び左右スピーカしか開示されていない時は、全体が類似ではない外観であり、当該意匠は、新規性を喪失しない。

例 3: 単一の先行意匠に組物意匠の部分を構成する物品が含まれるのみであるが、依然として普通の消費者に誤認・混同の視覚的印象を生じさせる

先行意匠 「一組のティーセット」	意匠出願案件 「一組のティーセット」
	

[説明]

「一組のティーセット」の組物意匠をもって専利を出願する場合、当該組物意匠が、先行意匠に開示された1つのティーポット及び6つのティーカップに比べて2つのティーカップが追加されているとき、追加された後にも消費者に混同・誤認の視覚的印象を生じさせる場合は、依然として両者が類似の外観であり、当該意匠は新規性を具えないと認定すべきである。

3.2 創作性

3.2.1 創作性の判断基準

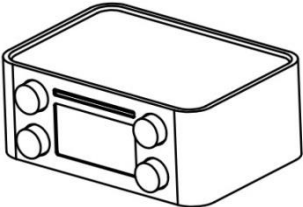
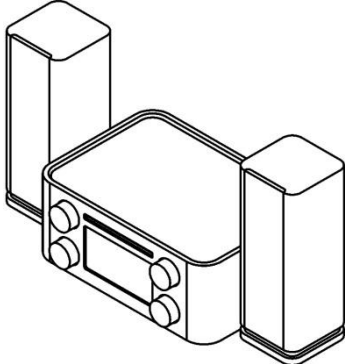
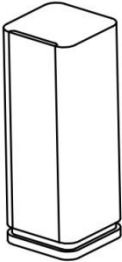
組物意匠の創作性を審査する場合は、複数の引用文献における全部若しくは一部の意匠内容の組み合わせ、又は1つの引用文献における一部の意匠内容の組み合わせ、又は引用文献における意匠内容とその他の形式で公開された先行意匠との組み合わせをもって、当該組物意匠が容易に想到しうるものであるか否かを判断すべきである。

例えば、「一組のステレオコンポ」(プレーヤ、スピーカ及びアンプを含む)をもって組物意匠が出願された場合、審査に引用された複数の文献にそれぞれプレーヤ、スピーカ及びアンプが含まれているときは、当該複数の引用文献につい

て当該組物意匠が容易に想到しうるものであるか否かを判断すべきであり、それが単なる簡単な組み合わせにすぎず構成された全体意匠に特異な視覚効果を生じさせるものではないときは、当該組物意匠が創作性を具えないと認定すべきである。しかしながら、当該組物意匠が引用文献と比較して修正又は再構成が施され、特異な視覚効果を生じさせるときは、当該組物意匠は依然として創作性を具えると認定すべきである。

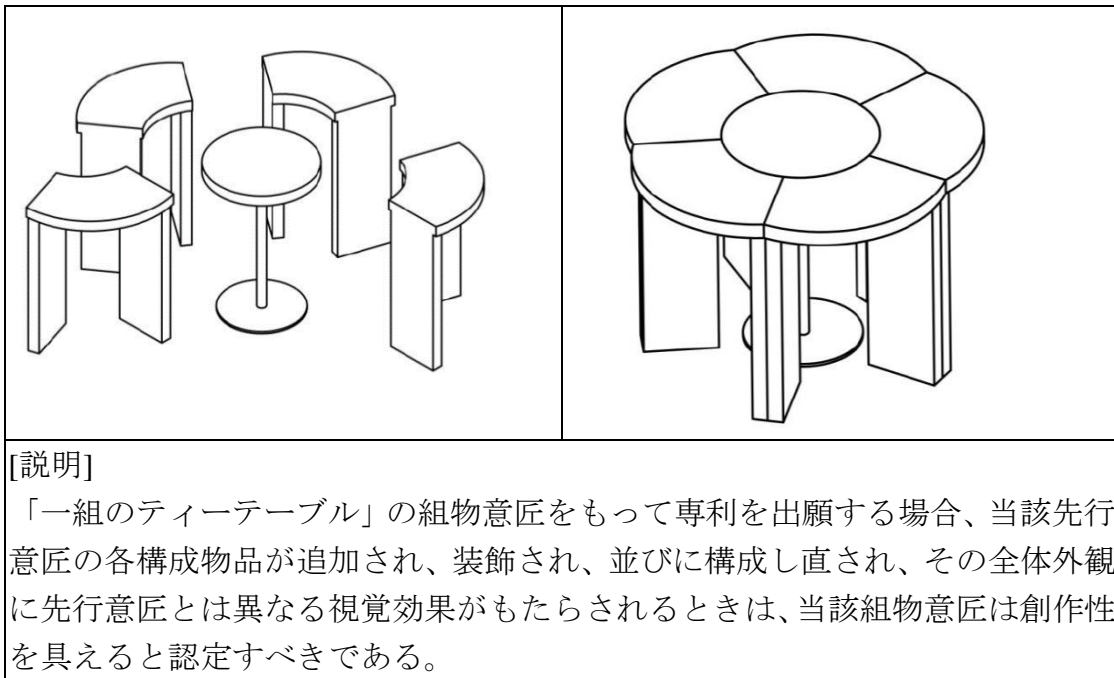
3.2.2 事例

例1：組合せ

先行意匠1 「プレーヤ」	意匠出願案件 「一組のステレオコンポ」
	
先行意匠2 「スピーカー」	
	
<p>[説明] 「一組のステレオコンポ」を持って組物意匠を出願する場合、従来のプレーヤとスピーカの簡単な組合せに過ぎず、且つ当該組物意匠の全体外観は特異な視覚的効果を生じさせることができないため、容易に想到しうるもので、創作性を具えないと認定しなければならない。</p>	

例2：装飾又は構成し直しにより特異な視覚的効果を生じる場合

先行意匠 「一組のティーテーブル」	意匠出願案件 「一組のティーテーブル」
----------------------	------------------------



3.3 先願主義

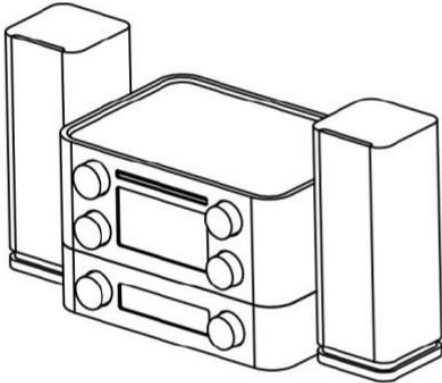
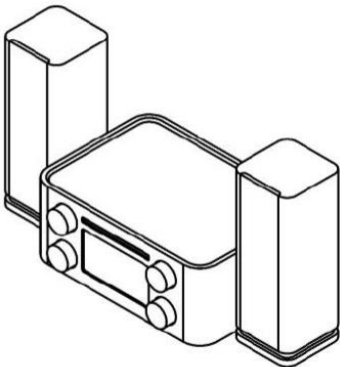
3.3.1 先願主義の判断基準

先願主義とは、2つ以上の同一又は類似の意匠出願案件を有する場合、最先の出願についてのみ専利を許可することができることをいう。同一出願人又は異なる出願人が同日に出願した場合は、出願者に対して期限までに択一又は協議するよう通知しなければならない。先願主義を審査する場合は、両者の専利出願に係る意匠を対比の範囲とし、それに基づいて両者が重複した専利であるか否かを判断すべきである。即ち、当該2つの出願案件のいずれもが組物意匠であり、又は一方が組物意匠であるが他方が全体意匠である場合は、審査時に両者の主張する意匠の全部内容を対比の範囲とすべきである。従って、一方の出願案件の内容が他の組物意匠出願案件の一部の構成物品である場合、原則として当該両者の専利出願に係る意匠が同一でもなければ類似でもない認定すべきであり、いずれも専利を与えることができる。

ここで説明すべき点は、異なる出願人が異なる出願日に同一又は類似の意匠出願案件を2つ以上出願した場合、「新規性喪失の例外」の規定を適用すべきであり、先願案件が公告された後に初めて後願案件の審査を行うことである。新規性喪失の例外を審査する引用文献は、先願案件の専利出願に係る意匠を対比の

範囲とすることのみに限定されるものではなく、先願案件の明細書又は図面に開示された内容であってもよい。

3.3.2 事例

先願案件 「一組のステレオコンポ」	後願案件 「一組のステレオコンポ」
	
<p>[説明] 同一人によって出願された先願案件の専利出願に係る意匠にプレーヤ、アンプ及び左右スピーカが含まれており、後願案件の意匠に先願案件に開示されたプレーヤ及び左右スピーカが含まれている場合は、その両者の専利出願に係る意匠が同一でもなければ類似でもないため、先願案件を満たさないことはなく、いずれも専利を与えることができる。以上2つの図例について、逆もまた同様である。</p>	